

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和7年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和13年法律第13号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民の異動届(転入、転出、社保加、社保離等)による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。</p> <p>②世帯主から国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して証を発行する。</p> <p>③世帯主から国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。</p> <p>④被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して、保険給付を行う。</p> <p>⑤被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。))又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。))」(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同で行う。</p> <p><オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務及び機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)></p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うため、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。</p> <p>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うため、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険システム ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 中間サーバ 国保総合システムおよび国保情報集約システム(「国保総合(国保集約)システム」(*)という。) <p>*国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市町村に設置される国保総合PCで構成される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療保険者等向け中間サーバ等 市町村事務処理標準システム
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> 国保資格ファイル 国保給付ファイル 	
3. 個人番号の利用	

<p>法令上の根拠</p>	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲)及び別表44の項 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 2,3,6,13,27,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,141,158,161,164,165,166,173の項 【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 69,70,71の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ○番号法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ○国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民福祉部市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p>なし</p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 市民福祉部 市民課 国保係 TEL 0894-22-3111</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p style="background-color: #cccccc;"></p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこととしている。また、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 5②所属長	市民課長 菊池 正康	市民課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	I 1③システムの名称	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	1. 国民健康保険システム 2. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携)	事前	
令和1年6月28日	I 5②所属長	市民課長	課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 1対象人数	1万人以上10万人未満 平成29年4月1日時点	1,000人以上1万人未満 平成31年4月1日時点	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	I 1②事務の概要		オンライン資格確認の準備業務及び運用業務に関する項目を追記。	事前	
令和2年6月1日	I 1③システムの名称		オンライン資格確認に関し、医療保険者等向け中間サーバ等を追記。	事前	
令和2年6月1日	I 2特定個人情報ファイル名		オンライン資格確認に関し、国保給付ファイルを追記。	事前	
令和2年6月1日	I 3個人番号の利用		オンライン資格確認の準備業務に関する項目を追記。	事前	
令和2年6月1日	I 4②法令上の根拠		オンライン資格確認の準備業務に関する項目を追記。	事前	
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	IV 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	オンライン資格確認の準備業務及び運用業務に関連し、委託へ変更。	事前	
令和2年6月1日	IV 5特定個人情報の提供・移転	提供・移転しない	オンライン資格確認の準備業務及び運用業務に関連し、提供・移転へ変更。	事前	
令和4年12月1日	I 1③システムの名称		6.市町村事務処理標準システムを追記	事前	
令和4年12月1日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7項	1. 番号法第19条第8項	事後	
令和4年12月1日	II 1対象人数	1,000人以上10万人未満 令和2年4月1日時点	1万人以上10万人未満 令和4年11月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年11月1日時点	事後	
令和5年1月1日	I 4②法令上の根拠	1.番号法第19条第8項 (別表第二における情報提供の根拠)	1.番号法第19条第8項 (別表第二における情報提供の根拠)	事前	
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和4年11月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一第30項	番号法別表44の項	事後	法改正
令和7年7月31日	I 4②法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二 第42、43、44、45、121項	番号法主務省令第2条の表 第69、70、71の項	事後	法改正
令和7年7月31日	II 1対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	II 2取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正